

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」というイオンの基本理念に基づき、コーポレートガバナンス基本方針を制定しております。

この基本方針を全ての企業活動の指針とし、「お客さま基点、現場主義による価値創造」「最大の経営資源である人間の尊重」「地域社会とともに発展する姿勢」「長期的視野と絶えざる革新に基づく持続的な成長」「透明性があり、規律ある経営の追求」をコーポレート・ガバナンスにおける基本姿勢としております。

また、商品・サービスの提供を通じ、株主をはじめとするステークホルダーの期待に応え、企業価値を最大化することを経営の最重要課題と位置づけております。会社法や各種法令、社会規範、内部統制等を遵守するとともに、変化に即応し、絶えず革新し続ける企業風土を貫くことにより、企業の安定的かつ継続的な成長を実現してまいります。

なお、詳細に関しては、ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

「コーポレートガバナンス基本方針」

<http://aeon-kyushu.info/static/detail/corporategovernance>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	11,975,860	63.67
イオン九州社員持株会	501,462	2.66
イオン九州共栄会	496,400	2.63
マックスバリュ西日本株式会社	480,000	2.55
株式会社コックス	360,000	1.91
九州電力株式会社	320,000	1.70
イオンフィナンシャルサービス株式会社	300,000	1.59
ミニストップ株式会社	296,700	1.57
株式会社西日本シティ銀行	245,820	1.30
株式会社大分銀行	214,799	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明

当社の親会社は、イオン株式会社であり当社の株式の63.67%を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

2月

業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社であるイオン株式会社及び同社グループ各社との取引に関しては、少数株主保護の方策に関する指針に基づき、同社グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引が同社グループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。

また、同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

(1) 当社は、イオン株式会社(純粋持株会社)を中心とするイオングループに属しております。

イオン株式会社が、グループ戦略の立案、グループ経営資源の最適配分、経営理念・基本原則の浸透と統制、共通サービスの提供などを担い、グループシナジーの最大化を図る一方で、当社を含めた各事業会社は、専門性を高め、地域に密着した経営を行うことで、より一層のお客さま満足の上を図っております。

(2) 当社の属するイオングループは、8兆円を超える営業収益規模を活かし、グループの全国一斉セールやイオンカードやイオンの電子マネー「WAON」等、イオンのグループインフラを活用した販売促進企画の展開により集客力向上に取り組んでおります。

また、グループでの共同調達や効率的なサプライチェーンの構築に取り組み、コスト低減を進め、イオンのブランド「トップバリュ」の開発や、メーカー及び国内外の産地との直取引を拡大し、お客さまにとって価値ある商品の開発と魅力的な価格の実現に努めております。

当社は、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、イオン株式会社との協議、もしくはイオン株式会社への報告を行っております。

イオン株式会社ならびにグループ企業とは、相互に自主・独立性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久留 百合子	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久留 百合子	○	久留百合子氏は、株式会社ビスネットの代表取締役であります。当社は、株式会社ビスネットとの取引を行っておりますが、取引の規模、性質に照らして独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	久留百合子氏は、消費者問題における豊富な経験およびダイバーシティ(多様性)に対する深い造詣を有しておられ、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任しております。また当社との間に特別な利害関係もなく、中立・公正な立場にあることから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は監査計画の立案及び監査計画の報告などにおいて監査役と緊密な連携をとり、監査機能の充実を図っております。経営目的に照らして、経営及び業務内容の活動と制度を公正な立場で評価、指摘、指導する機能を持つ経営監査室を設けております。経営監査室は、年間内部監査計画に基づき業務監査を実施し、内部監査の結果は監査役会に報告され、監査役との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 三知夫	他の会社の出身者													
阪口 彰洋	弁護士													
笹川 恭広	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 三知夫		1978年3月に当社の親会社であるジャスコ株式会社(現イオン株式会社)に入社し、その後、兄弟会社であるイオンリテール株式会社に在籍、イオン株式会社に出向し勤務されていました。	伊藤三知夫氏は、イオン株式会社やグループ会社の管理部門を歴任され、2009年9月からは経営の監査部門としてグループ各社の内部統制やリスクマネジメントの監督を行っており、その見識・経験を当社の監査に活かすことができるものと判断し、社外監査役として選任しております。
阪口 彰洋	○	——	阪口彰洋氏は、当社との間において利害関係は無く、弁護士としての専門的な知識、幅広い経験を有しており、また、一般株主と利益相反のおそれなく、高い独立性を有していると判断し独立役員として指定しております。

笹川 恭広	1980年3月に当社の親会社であるジャスコ株式会社(現イオン株式会社)に入社し、その後、兄弟会社であるイオンリテール株式会社で勤務されていました。	笹川恭広氏は、イオングループ企業の多様な業務経験を持ち、グループ事業に関する広範で深い知識・見解を有しておられます。当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただけると判断し、社外監査役として選任しております。
-------	---	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役に対する報酬と当社の業績や株価との連動性をより高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬に関しては、原則として当社の経営成績及び株価と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる報酬制度としており、企業価値の増大に貢献するものと考えております。
当社は、2007年5月開催の第35期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプションを導入しております。(非常勤取締役は除く)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

直近事業年度における全取締役に対する報酬額は次のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く6名)	86百万円
社外取締役(1名)	3百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

業績に連動した報酬を含めた金銭による報酬限度額は、取締役報酬(使用人兼務取締役の使用人の報酬を除く)が年額3億70百万円であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会における活発な議論と適切な意思決定を可能にするため、取締役会資料の事前配布および事前説明、経営全般の重要情報の共有などを通じて情報提供を行うことで、社外取締役の知見や客観性に基づく意見を取締役会の運営に反映させます。
また、定期的に行われる監査役会において常勤監査役と社外監査役は情報の共有化を図るとともに、経営監査室は、内部監査に基づく報告を監査役会に適時報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、安定的な企業成長を行なうため、迅速な経営意思決定を図るとともに、効率的な経営を遂行できる組織を整備しております。一方経営の透明化を図るため、監査体制を整えております。

(1) 取締役会

取締役会は、提出日現在8名(うち社外取締役1名)で構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規則に則り、月1回開催を原則とし、必要に応じ臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定をしております。

(2) 執行役員会

執行役員会は、代表取締役会長、代表取締役社長及び提出日現在常勤の取締役4名(執行役員を兼務)、常勤の監査役1名及び取締役会決議により選任された執行役員8名が出席し、経営課題や全社的執行方針など取締役会決議に基づき委任を受けた事項(会社法上または定款上、取締役会で決議しなければならない事項を除く)について、審議、検討、報告することを中心に、月2回を原則として開催しております。

(3) 監査役会

監査役会は、提出日現在4名(うち社外監査役3名であり、常勤監査役1名、非常勤監査役3名)で構成され、監査役会規則に則り、月1回開催を原則とし、必要に応じ随時監査役会を開催し、公正・客観的な立場から監査を行っております。

なお、監査役は、取締役会及び執行役員会に出席し、取締役会並びに取締役の意思決定、業務執行に関し十分な監視機能を果たすとともに、実効性を高めるために会計監査人である監査法人並びに内部監査部門である経営監査室との連携を図っております。

(4) 内部監査体制

経営目的に照らして、経営及び業務内容の活動と制度を公正な立場で評価、指摘、指導する機能を持つ経営監査室を設けております。

経営監査室は、年間内部監査計画に基づき、内部統制部門及び監査役監査との連携を取りながら業務監査を実施し、内部監査の結果は、取締役会、執行役員会、監査役会に報告され、監査役監査との連携を図っております。

5. 会計監査人

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任し、監査契約に基づいて定期的な会計監査を受けております。第47期事業年度(2018年3月1日～2019年2月28日)において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、川畑秀二氏および吉田秀敏氏であります。

なお、有限責任監査法人トーマツおよび同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を1名選任しております。また、4名の監査役(社外監査役3名)により取締役の業務執行状況を監視・監督することにより、経営活動が適正に遂行できる体制を整えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使において検討時間を十分に確保できるよう、招集通知の発送の早期化に努めております。その目安として、株主総会開催日から3週間前に発送することを心がけております。 2019年は、2019年4月26日に発送いたしました。また、2019年4月23日にWeb開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年5月中に開催しており、集中日を回避した設定となっております。
その他	事業報告ではナレーションや画像を用い、判りやすく説明できるよう努めています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回株主さま懇談会を実施し、経営方針、政策を説明しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算説明会を4月上旬に、第2四半期決算説明会を10月上旬に東京都内において証券アナリスト等を対象に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにて決算短信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部経営企画部においてIRを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	イオンの基本理念・イオン宣言・イオン行動規範・イオン九州コーポレートガバナンス基本方針に従い、お客さまや株主などステークホルダーへの考え方、判断基準を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	より良き企業市民を目指して、店舗や本社周辺の清掃活動に加え、各種募金活動に取り組むとともに、新店開設時の植樹活動や従業員による各種ボランティア活動に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業として使命を果たすうえで、コンプライアンス経営が重要であると考え、法令及び社内規定の遵守、リスク管理体制の構築を行うため、「内部統制システム構築の基本方針」に関し、取締役会において以下の通り決議しております。

「内部統制システム構築の基本方針」

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項等に基づき、以下のとおり、「業務の適正を確保するための体制」（「内部統制システム」）構築の基本方針を定める。

当該株式会社における体制は次に掲げる体制とする。

【取締役会における決議事項】

(1) 当該株式会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重要なものと位置付け、イオン行動規範を制定する。

コンプライアンス経営全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、担当役員を配置した内部統制システム委員会を設置する。さらに、この内部統制システム委員会の組織の下に、「環境」関係の法令等に関してISO推進委員会、その他法令・自然災害等に関してコンプライアンス部会・リスクマネジメント部会・人事110番・業務プロセス部会をそれぞれ設置する。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。

反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して全社をあげて組織的に対応する風土を醸成する。

(2) 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の決定に関する記録については、社内規則に則り、作成、管理（アクセス・開示に関する事項を含む）、保存を行う。

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規定に従い適切に保存及び管理を行う。

個人情報保護については、グループ個人情報安全管理規程及び個人情報保護規定を定めて対応する。

(3) 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規定・マニュアルの制定、配布を行い、研修の実施により全従業員に徹底する。

当社は全従業員を対象とした内部通報制度（イオン九州人事110番）を運用している。また、イオングループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度にも参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告されるほか、イオン株式会社の監査委員会にも報告される。なお、通報者に対しては不利益な扱いを行わない。

(4) 当該株式会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務の有効性及び効率性を図る観点から、当社の経営に係る重要事項については社内規定に従い、執行役員会の審議を経て、取締役会において決定する。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各部室・店長らが迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能を確立するため、職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を進める。

(5) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に担当する者（及び において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当該株式会社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正の動向並びに対応の検討及び業務効率化に資する対処事例の水平展開などを進めている。ただし、独立性の観点から具体的な対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしている。

(ロ) 当社としては、親会社の内部監査部門の定期的監査を受け入れ、コンプライアンス遵守状況などに係る報告などを適宜受け取り、コンプライアンス体制を強化する体制をとっている。

(ハ) 親会社及び子会社、関係会社との賃貸借契約やプライベート商品の売買取引などの利益相反取引については、一般取引条件と同様に交渉の上決定している。

【監査の実効性確保体制】

(6) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の業務を補助する従業員は特に設けない。監査役は、監査計画及び監査予算の策定、並びに監査役会議事録作成などの業務を自ら実施することにより監査業務の独立性の確保を図る。

監査役がその業務を補助すべき従業員を必要とする時は、業務内容、期間などを決めて、適切な従業員を確保するように取締役または取締役会に対して要請するものとする。

監査役の補助業務にあたる者は、その間は業務執行者から独立し監査役の指示に従い職務を行うものとする。

(7) 前号の従業員の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその業務を補助すべき従業員を選定した場合、その従業員の独立性を確保するため、監査役は補助従業員の権限、属する組織、指揮命令権、人事異動及び人事評価などに対する監査役の事前の同意権を明確にするものとする。

(8) 当該監査役設置会社の監査役の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該従業員が、他部署の従業員を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(9) 次に掲げた体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに従業員が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び従業員又はこれらの者から報告を受けたものが当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

(イ)取締役及び従業員は以下に定める事項について発見次第速やかに監査役に対し報告する。

- ・当社の業務、財務に重大な影響及び損害を及ぼすおそれがある事実
- ・当社の取締役及び従業員が法令又は定款に違反する行為で重大なもの
- ・内部通報制度にもたらされた通報の内容
- ・会社の信用を大きく低下させたもの、又はそのおそれのあるもの

(ロ)経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況などは、取締役会などで定期的に報告する体制をとっている。

(10)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報者に不利益が及ばない通報窓口の仕組みにおける通報の状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。

内部通報窓口への通報内容が監査役職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役へ通知する。

(11)当該監査役設置会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用または債務を処理する。

(12)当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、監査計画案及び監査予算の策定、監査役会の運営・議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を進める。

常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会、内部統制システム委員会などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとする。

監査役は、会計監査人から会計監査の方針及び内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行うなどの連携を図っていく。

【内部統制システムの運用状況】

(1)当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と取り組み

当社は、より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重要なものと位置付け、イオン行動規範を制定し、当社の取締役、監査役及び従業員に浸透を図っております。また、コンプライアンス経営全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、担当役員を配置した内部統制システム委員会を設置し、2018事業年度におきましては、四半期内部統制システム委員会を4回、内部統制システム委員会月例報告会を8回開催し、審議を行いました。

(2)当社の取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制と取り組み

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等の重要書類は、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。

(3)当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制と取り組み

当社は、災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規定・マニュアルの制定、配布を行い、研修の実施により全従業員に徹底を図るとともに、店舗業務で発生しうるリスク項目を対象に、自主点検及び経営監査室による定例監査にて、管理レベルを評価するとともに、不備項目の改善を実施しております。また、当社は全従業員を対象とした内部通報制度(イオン九州人事110番)を運用し、また、イオングループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度にも参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告を行い、前述の内部統制システム委員会においても定期的報告を実施致しております。なお、通報者に対しては不利益な扱いを行わない体制を徹底致しております。

(4)当社の取締役職務執行が効率的に行われることを確保するための体制と取り組み

当社は、取締役会規則等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。2018事業年度においては、取締役会を計17回開催したほか、所定の事項については、執行役員会を計20回開催し、審議致しました。また、代表取締役社長の下、各部室・店長らが迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能を確立するため、職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を進めることとしており、2018事業年度においても、機構改革等に合わせ随時職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表の見直しを行い、適切な職務執行が行われる体制の整備に努めました。

(5)当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役業務を補佐する従業員は特に設けておりませんが、監査役自らが、監査計画及び監査予算の策定、並びに監査役会議事録作成などの業務を自ら実施することにより監査業務の独立性の確保を図っております。

(6)当社の監査役への報告に関する体制と取り組み

当社の取締役及び従業員は、経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理状況、コンプライアンスの状況及び内部通報の状況などについて、取締役会、内部統制システム委員会等で監査役に対して定期的にかつ遅滞なく報告する体制をとっております。

(7)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制と取り組み

当社では、通報者に不利益が及ばない通報窓口の仕組みにおける通報の状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告しており、内部通報窓口への通報内容が監査役職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役へ通報する体制をとっております。

(8)当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理する体制をとっており、これを適切に運用しております。

(9)当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制と取り組み

常勤監査役は、監査計画案及び監査予算の策定、監査役会の運営・議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性を確保しております。

2018事業年度において、常勤監査役は、取締役会へ計17回出席、執行役員会へ計18回出席及び内部統制システム委員会へ計4回、内部統制

システム委員会月例報告会に8回出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める体制を徹底しております。さらに、監査役は、会計監査人から会計監査の方針及び内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行うなどの連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察、弁護士等の外部関係機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含めた対応を行うこととしております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・定期的にコンプライアンス研修を開催することにより、反社会的勢力からの不当な要求に対して組織的に対応する風土を醸成しております。
- ・反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を総務部とし、反社会的勢力に関する情報の一元管理を行っております。
- ・弁護士等の外部専門機関との連携を密にし、不当要求や妨害行為等が発生した場合は、外部専門機関と連携し、組織的に対応する体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、会社情報(投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報)を適正かつ迅速に開示するため、以下の体制を整えております。

1. 会社情報の適時開示の社内体制

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報は、原則として社内各部門より取締役会に付議され、審議・承認を経て、管理本部長の指示により管理本部経営企画部(以下、IR担当部署)が、東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報については、迅速な開示を行うため、社内各部門より代表取締役社長に伝達され、確認を得た後、管理本部長の指示によりIR担当部署が、東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。

(3) 決算に関する情報

経理部より取締役会に付議され、審議・承認を経て、管理本部長の指示によりIR担当部署が、東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。

2. 会社情報の管理部署及び適時開示のチェック機能

開示情報の管理責任部署をIR担当部署とし、管理本部長を会社情報の管理、公表の総括責任者としております。

管理本部長は、取締役会及び執行役員会(原則月2回開催)に出席し、会社情報を把握できる体制を整えております。

IR担当部署は、管理本部長の指示により会社情報について適正かつ迅速に開示を行うため、東京証券取引所の定める規則と照合し、適時開示の必要性の検討しております。

また、必要に応じ顧問弁護士、公認会計士の指導を得ております。

□参考資料 ; コーポレート・ガバナンス体制 模式図

